

# ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

## 収集運搬作業における新型コロナウイルス対策

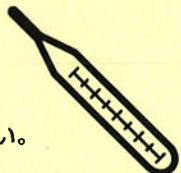
ごみの収集運搬作業においては、作業前、作業中・休憩中、作業後に分けて次の対策を実施しましょう。

### POINT 01.

#### — “作業前”に心がける4つのこと —

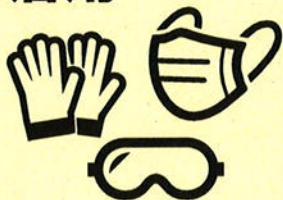
##### 健康管理・ 体調把握の実施

十分な睡眠をとる等の  
健康管理や定期的な  
体温測定による  
体調把握を実施してください。



##### 手袋、ゴーグル、 マスク等の防護具の 適切な着用

作業時のウイルス付着を  
防ぐために、手袋、  
ゴーグル、マスク等を  
着用しましょう。



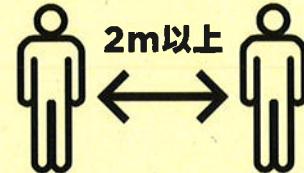
##### 素手で触らない

素手でごみに触れないようにしましょう。  
手袋の脱着時に素手で  
手袋の外面や顔に  
触れないよう注意しましょう。



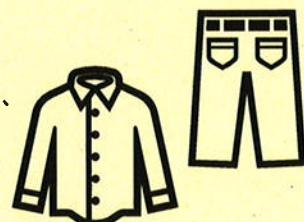
##### 3つの密の 回避

着替え時等は、他の人と  
十分な距離をとりましょう。  
また、こまめに更衣室の窓や  
ドアを開け換気しましょう。



##### 肌の露出の少ない 作業着(長袖・長ズボン) の着用

作業着は、露出した肌への  
ウイルス付着を避けるために、  
長袖・長ズボンの着用を  
心がけましょう。



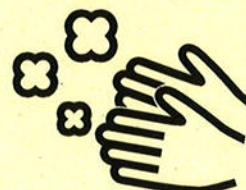
### POINT 02.

#### — “作業中”に心がける4つのこと —

##### こまめに消毒

##### こまめに消毒

作業の合間に、機会を見つけて  
アルコール消毒液等による  
消毒を心がけましょう。



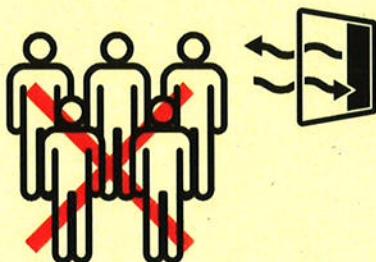
## 車の換気 (窓開け)

作業車の窓は開放し、  
常に換気されている  
状態を保ちましょう。  
(複数人乗る場合には  
必ずマスクを着用)



## 休憩の際の 3つの密の回避

休憩時は、  
屋内・車内の場合は  
窓を開け、他の人と  
十分な距離をとり、  
近距離での会話等は  
控えましょう。



### POINT 03.

## —— “作業後”に心がける3つのこと ——

### 消毒・洗浄の徹底

その1

帰着後は以下を重点的に消毒しましょう!

#### ●車両の 消毒・洗浄



消毒用アルコール、  
次亜塩素酸ナトリウムで  
消毒と洗浄。  
(0.05%次亜塩素酸  
ナトリウムや70%の濃度の  
アルコールを用いた消毒)

#### ●運転席の 消毒

ハンドル、シート、  
ドアノブなどを  
重点的に消毒。



#### ●スマホ、タブレット 等の消毒

持ち歩いた  
スマホや  
タブレットは消毒。



#### ●手袋、ゴーグル の消毒・洗浄

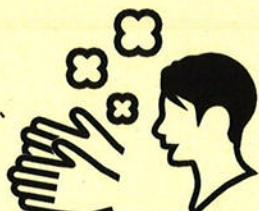
使用した手袋、  
ゴーグルを  
しっかりと消毒・洗浄。



その2

### 手洗いの 徹底

帰着直後と「その1」の  
消毒作業後は手洗いと、  
必要に応じて  
洗顔を行いましょう。



### 着替え時等の 注意

作業着を脱いだり防護具を外すときは、  
外面に触れないよう裏返しながら。  
脱いだ作業着は洗濯しましょう。  
着替え・シャワー等の際には、  
他の人と十分な距離をとるなどしましょう。



# 宿泊療養施設の廃棄物を 取り扱うみなさまへ

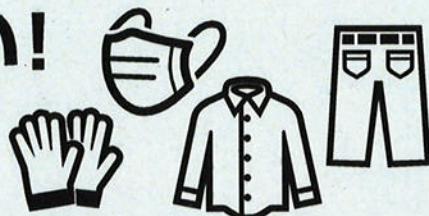
新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設における  
廃棄物の排出に当たっては次の対策を実施しましょう。

## —ごみを取り扱う際に心がける3つのこと—

その1

### ごみに直接触れない!

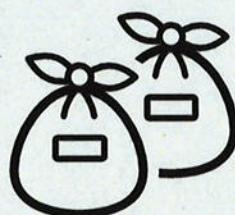
ごみに直接触れないようにするために、作業にあたる場合は手袋、マスク、その他の個人防護具の使用や、肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用を徹底しましょう。



その2

### しっかり縛って封をする!

万一、ごみが袋の外面に触れた場合は、ごみ袋を二重にして封をしてください。ごみ収集車での袋の破裂を防止するため、ごみ袋の容量に余裕を持ち、袋の空気を抜いて出しましょう。



その3

### ごみを捨てたあとは、 しっかり手を洗う!

ごみを取り扱ったあとは、石けんやアルコール消毒液による手洗いや手指消毒を徹底すること。気がつかないうちにごみに触れていることがあるので、念入りに洗いましょう。



宿泊療養施設から排出される廃棄物は、廃棄物処理法上、感染性廃棄物ではない廃棄物として処理できますが、廃棄物を取り扱う作業員の感染防止のための対策を確実に行う必要があります。

\*宿泊療養施設は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養する施設です。病院や診療所などとは異なり、医師等が医業を行う場所ではありません。  
\*\*廃棄物処理法上、感染性廃棄物は、病院などの医療関係機関等での医療行為等により発生する感染性病原体を含むなどした廃棄物をいいます。

宿泊療養施設から排出される廃棄物を廃棄物処理法上の感染性廃棄物として処理することにより、感染性廃棄物を扱う処理施設において、これらの廃棄物や感染性廃棄物の処理が集中し、停滞するおそれがあるため、廃棄物処理体制の継続・維持に十分配慮ください。

